

令和7年第9回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和7年11月27日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 福田 晴一	委員 本間 正江	委員 川 染 誉市
	委員 宮川 淳子	委員 高橋 勇市	
	委員 長谷川 勝久		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学校支援課長	教育指導課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	学校改築施設管理課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	63号	審査請求に対する裁決について	承認
追1	64号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和7年第4回東京都北区議会定例会)(条例等関係)	承認
追2	65号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和7年第4回東京都北区議会定例会)(予算関係)	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
2	36号	施設予約システムの更改について	了承
3	37号	「北区立小・中学校整備方針」(改定案)及び「北区立小・中学校長寿命化計画」(改定案)のパブリックコメント実施について	了承

<p>福田教育長</p>	<p>それでは、これより令和7年第9回北区教育委員会臨時会を開会いたします。 出席委員は定足数に達していますので、会議は成立しております。 初めに、日程第1、第63号議案、「審査請求に対する裁決について」です。 本件は、個人情報に関する案件であるとともに、意思形成過程である案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項、ただし書の規定に基づき非公開としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>それでは、会議を非公開といたします。</p> <p>【非公開】</p>
<p>福田教育長</p>	<p>それでは、ただいまより会議を公開といたします。 続いて、報告事項です。 日程第2、報告第36号、「施設予約システムの更改について」です。 生涯学習・学校地域連携課長から説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習・ 学校地域連 携課長</p>	<p>生涯学習・学校地域連携課長です。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>はい、お願いします。</p>
<p>生涯学習・ 学校地域連 携課長</p>	<p>報告第36号、「施設予約システムの更改について」御報告をさせていただきます。 資料をお願いいたします。</p> <p>1番、要旨です。現在、区のホームページ上で運用しております施設予約システムについては、平成21年度より現行のシステムにて運用してまいりましたが、今年度、新システムへの移行を予定をしております。現段階では、令和8年3月4日から新システムの稼働を開始する方針で準備を進めております。</p> <p>続きまして、2番、対象の施設です。稼働開始時点では、現在の施設予約システムで運用中の記載の1から4の各施設、スポーツ施設、文化センター施設、学校施設等について、現在の施設予約情報、登録情報を含め安全に移行してまいります。当課で所管をしておりますのは文化センターと学校施設等になります。</p> <p>3番、新システムの主な機能です。お示しのとおりとなりますが、オンライン決済が可能となるほか、オンライン抽せん機能を導入することで、文化センターでは、これまで窓口で行っていた抽せんがインターネット上で行えるようになるなど、利用者の利便性の向上を図ってまいります。</p> <p>4番、今後の予定でございます。複数の部署にまたがる事業となりますので、北区議会第4回定例会の所管委員会で順次報告を行った後、ホームページ、SNS、メールマガジン等様々な媒体を通じた周知に加え、窓口による案内を継続的に実施してまいります。</p> <p>また、12月20日の北区ニュースで1面に掲載をしまして、システムの公開について広く周知をする予定でございます。</p> <p>直前の2月28日から3月3日には現行システムを停止をしまして、現在の施設予約システムのデータを移行後に、新システムの稼働を開始いたします。</p> <p>文化センターについては、特に御高齢の利用者も多いことから、指定管理者とも協議の上、デジタル・ディバイド対策を適切に講じるなど、丁寧な対応に取り組んでまいり</p>

	<p>ます。大変雑駁ですが、私からの報告は以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。 では、本件について御質疑または御意見はございますか。本間委員、お願いします。</p>
本間委員	<p>御説明ありがとうございました。時代の流れの中で、こうしたことは必要だということとは重々承知しているのですが、今、課長が最後におっしゃった御高齢の方の対応ということが、やはり一番気になります。具体的にはどのような手だてを取るのか教えてください。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>生涯学習・学校地域連携課長です。 御高齢の方については、文化センターに関しては、今までは場所に集まっていたので、そこで曜日ごとに抽せんを行うという対面方式を取っておりました。 今後は、それをシステムのほうに移行していくという中で、まず、登録の仕方等について、指定管理者の窓口のほうで、利用者の方に御案内をいただくのと、3月からということで、恐らく急に対応するのが難しいであろうというところで、少しシステムの移行時期をずらすような形で、システムが稼働した後に、こういったもので登録していただくよということを丁寧に伝えながら、運用を開始をしていく予定となっております。 以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。 よろしいですか。本間委員、どうぞ。</p>
本間委員	<p>中にはスマホなどを持っていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、そうした方の抜け道というか、別の方法というのはないのでしょうか。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>生涯学習・学校地域連携課長です。スマートフォンを持っていらっしゃる方については、窓口のほうで代理で入力をするという形で、対応を当面の間させていただく予定で考えております。 一方で、これからの時代、今おっしゃったように、多くのものがデジタルでの申請というふうに切り替わってまいりますので、団体の中でお一人難しい方がいても、その団体の中でどなたか対応できる方がいらっしゃるか等、しっかりと説明をしながら移行に向けて対応していきたいというふうに思っております。</p>
福田教育長	<p>よろしいですか。ほかに御質問等、高橋委員、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>ガラケーの携帯電話でも対応できるようにしていただきたいんですけども、視覚障害者の場合、スマホ、タッチパネルで操作できない人というのが大体8割ぐらい、タッチパネルで操作できる人がほんの一部ということで、いまだにガラケー使っている人がとても多いです。 高齢者の場合でも、やっぱりガラケー使っている人が多くて、できればガラケーでも対応できるようなシステムにさせていただけると助かるかなと思います。よろしくお願いします。</p>
生涯学習・学校地域連携課長	<p>生涯学習・学校地域連携課長です。貴重な御意見ありがとうございます。すみません、システム担当のほうに、ガラケーでもインターネットが見れるガラホというものが主流になっているかと思いますが、そちらでの対応が可能かというところを確認してまいります。</p>
福田教育長	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p>

宮川委員	<p>宮川委員、お願いします。</p> <p>ただいまは御丁寧な御説明、ありがとうございます。質問ではなくて、実際私もこの四、五年、抽せん会に参加していた者として、やはり御高齢者がいるということで、携帯については、今の御説明のように、分からない方には丁寧な御説明、また、機種に関しても対応できるように説明していただくということで、大変安心いたしました。</p> <p>やはり、結構、抽せん会には高齢者がいらっしゃって、お天気の日ばかりじゃなくて、結構遠くから、雨の日、風の日に足を運んで来る方もたくさんいらっしゃるので、実際私も、お天気悪い日は皆さん大変だろうなというふうに思いながら足を運んで抽せんをしておりました。</p> <p>抽せん会も、本当に旧式なものは何度も手間がかかって、抽せん札を取る抽せんとか、何かそういう時代もございまして、時間もかかっていましたので、本当に今回のこの予約システムが新しいものになるということは好ましいことだと思います。</p> <p>とにかく丁寧に御説明をいただくという部分だけお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかの委員の方、よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、御質疑・御意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>次に、日程第3、報告第37号、「『北区立小・中学校整備方針』（改定案）及び『北区立小・中学校長寿命化計画』（改定案）のパブリックコメント実施について」です。</p> <p>学校改築施設管理課長から説明をお願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>教育長、学校改築施設管理課長です。</p>
福田教育長	<p>はい、お願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>報告第37号、「『北区立小・中学校整備方針』（改定案）及び『北区立小・中学校長寿命化計画』（改定案）のパブリックコメント実施について」を御覧ください。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、1の要旨でございます。</p> <p>2月の教育委員会で改定作業に着手することについて御報告いたしましたが、整備方針と長寿命計画の改定に向けて、小・中学校の校長会の代表、庁内の部課長で構成する検討委員会及び作業部会を設置し、今年度、議論を重ね、検討委員会等の検討結果を踏まえまして改定案を取りまとめましたので、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施をいたします。</p> <p>2の現況でございますアンケート調査については、児童・生徒、保護者、教職員を対象に実施し、こちらのアンケート結果は別添の9にございますが、こちらも参考にして改定案は作成をしております。</p> <p>3の内容ですが、別添の1の整備方針の概要版、別添の2の長寿命化計画の概要版を中心に、この後、御説明をいたします。</p> <p>4のパブリックコメントの実施期間や周知方法などは、お示しのとおりですが、きたコンにて別添3、別添4の子ども向け版も作成し、子どもからの意見も募集をいたします。</p> <p>次のページ、5の今後の予定についてですが、2月にはパブリックコメントの結果について教育委員会で報告後、3月末の教育委員会臨時会にて議案として整備方針、長寿</p>

命化計画の改定について御審議をいただきます。

それでは、まず、別添の1の小・中学校整備方針の改定版について、ポイントのみ説明をさせていただければと思います。

まず、整備方針の冒頭の小・中学校整備方針の背景・目的等の1つ目、御覧をいただければと思います。

整備方針については、学校改築時の施設の構成、標準の学校規模等を規定しているものでございます。

中段の主な改定のポイントにございますとおり、教育・社会環境の変化に対応した施設整備ということで、概要版の3ページの中段や4ページの中段の主な改定内容にもございますが、校内全体どこでも1人1台端末、きたコンの利用や、校務DX推進の土壌となるICT教育環境を整備すること、不登校児童が増加していることを踏まえ、専用の教育相談室を設置すること、脱炭素社会の実現に向け「ZEB Oriented相当以上」の施設整備を基本とすることなど、現在の学校施設に求められる設備などを今回の改定で追記をしております。

また、主な改定のポイントの2つ目でございますが、学校改築に要する費用が非常に増加していること、今後は北区の年少人口の減少が見込まれていることなども踏まえ、標準学校規模、小学校12学級規模の校舎面積等を7,100平米程度から6,500平米程度へ変更いたします。見直しを行う諸室については、この後、御説明をいたします。

概要版の2ページの下段の2の整備の進め方の上から2つ目を御覧をいただきたいと思っております。

学校改築に当たっては、改築・改修ステーションへ移転することを基本とし、設計及び工事の計画年数を、現計画では4年としていますが、5年へ変更いたします。現計画では設計2年、工事2年としていますが、技術者不足や建設業界の働き方改革などの影響により、解体を含めた工事が2年で完了することは難しく、工事を3年としたため、計5年の計画といたします。

概要版の4ページ目までお進めいただきまして、中段にございます整備基準における主な改定内容を御覧ください。

その右下に1コマの規模を示していますが、1コマは普通教室サイズの64平米でございます。学校アンケートでの意見や利用状況、他区の事例、また、国の小・中学校施設整備指針などを参考に、多目的スペースについては12コマから8コマへ規模を見直して、生活科室、和室については専用室を設けず、多目的室を有効活用といたしました。

また、小学校は体育、プール兼用の更衣室を1室設けるとともに、全学年が別々で着替えることを考慮し、オープンスペース等の活用や、教室へカーテンレールを設置すること、学校図書館は、多目的スペースを図書室の隣に配置し、閲覧スペースとするとともに、電子図書館の推進を想定し、3コマから2コマへ規模を見直しております。

コマ数の見直しが主な改定内容となりますが、不登校児童が増加していることなどを踏まえまして、専用の教育相談室は整備基準0.5コマ追加をいたします。

なお、その下の米印にありますとおり、中学校の改築は、現在工事中の堀船中学校を除き全て完了しているため、標準規模について、今回の改定では中学校の見直しは行っておりません。

各諸室の見直しについては、別添の7、北区立小・中学校整備方針新旧対照表の20ページに、現方針と改定後の学校規模の比較がございます。お手数をおかけしますが、後ほどこちらを御高覧をいただければと存じます。

次に、別添の2の長寿命化計画の概要版を御覧いただければと思います。長寿命化計画については、校舎の目標使用年数、学校改築やリノベーション事業の期間や実施方法等を規定しているものでございます。一番下の主な改定ポイントを御覧をいただければと思います。

ポイントは、お示しのように5つございまして、1つ目の毎年着手していた学校改築とリノベーションを隔年着手へ変更、近年の資材単価の高騰や技術者不足による改築や

リノベーション事業費が非常に増加しており、隔年着手により、単年度ごとの財政負担を平準化させることといたします。

また、区内事業者が大型案件の発注について、件数が多くて受け切れていないという現状を踏まえまして、公共工事の過多による入札不調対策として、学校改築とリノベーションは隔年着手へ変更いたします。そのため、来年度は学校改築は着手せず、滝野川第三小学校のリノベーション事業のみ事業着手をいたします。

こちらについては、別添の6の北区立小・中学校長寿命化計画の改定案の14ページにも、現状事業を進めております学校とともに、滝野川第三小学校について記載をしております。こちらも後ほど御高覧いただければと存じます。

2つ目の居ながら改修で進めているリノベーションを移転工事へ変更、リノベーション事業については、事業中の工事の音や校内の運動スペースが限定されることによる学校活動への影響など、様々な課題が顕在化してきました。リノベーションは原則、移転で実施することにより、児童や職員の負担を最小限に抑えるとともに、工期の短縮やコスト削減につなげます。

3つ目のリノベーションの整備レベルを標準的なレベルへ統一、リノベーション事業は、概要版の2ページの中段にございますとおり、築後65年を目途に改修工事を実施し、工事実施後15年以上使用することを前提とした大規模改修でございます。そのため、工事完了から15年という使用期間を考慮した改修内容としますが、改修内容については、この後、御説明をいたします。

4つ目の現在、1か所の仮校舎、改築・改修ステーションを現在の旧桜田小に加え、旧田端中、旧稲田小、旧清水小の4か所体制へ変更いたします。

概要版の2ページの中段にもございますが、学校改築、リノベーションともに移転の事業実施を原則とするため、今後はこちらの4校体制で事業を推進してまいります。

最後に、5つ目の事業期間の変更ですが、改築は、先ほど整備方針の概要版で説明しましたとおり、事業期間を4年から5年へ変更いたします。また、リノベーションは移転工事を原則とするため、事業期間を4年から3年へ変更いたします。

現状、リノベーションは校庭へ仮設校舎を設置してから校舎内の改修を進めますが、工事期間3年としています。今後は、移転をベースとして事業を進めますので、居抜き工事となるため、工事期間は1年半と見込んでいるため、設計を含めて全体の事業期間を4年から3年へ変更いたします。

概要版の3ページの(3)のリノベーションの整備水準までお進みいただきたいと思っております。概要版の3ページの(3)でございます。こちらは併せて、お手数をおかけしますが、別添の8の北区立小・中学校長寿命化計画新旧対照表の34ページ、御覧をいただければと思っております。別添8の34ページでございます。こちらと一緒に御覧いただければと思っております。

新旧対照表の右側にございます現長寿命化計画の整備レベルの表については、紫色で標準的な整備レベルの選択例を規定しているものの、高水準の整備も選択できるといったものになってございます。

これは、改築校との格差改善を図るという文言が現計画にあり、この文言に引っ張られて学校改築へ設備仕様を可能な限り近づけているため、リノベーションについては高水準の整備レベルを選択している状況でございます。これがリノベーションの工事単価の増や、工期の長期化につながっており、現状の学校改築とリノベーションの工事単価はほぼ同額となっております。

現計画では、整備レベルについて幅を持たせた書き方をしておりますが、概要版の3ページにございますとおり、15年という使用期間も考慮して、現計画にある標準的な整備レベルを基本とし、幅を持たせた書き方はせず、標準的な整備レベルのみの記載へ変更をいたします。

概要版の4ページを御覧をいただきまして、1校当たりの改築の事業費、こちらを御覧いただければと思っております。学校改築については、100年ものの建物を建てることから、設備仕様などを落とすことは難しいですが、先ほども説明をさせていただきました

	<p>とおり、標準の学校規模を見直すことによって、現状よりも1校当たり工事費を約5億円抑えることができる想定です。</p> <p>また、隣にありますリノベーションについても移転工事を原則とすることから、整備レベルを標準レベルに統一することで、現状よりも1校当たり工事費を約15億円抑えることができる想定です。</p> <p>その下の4の(2)の従来型の見通しと(3)の平準化型による効果ですが、こちらは今後の40年間の工事費総額を比較したグラフでございます。机上の計算ではあるものの、今回の改定による事業の進め方などへ変更することにより、40年間で約560億円、費用を削減できる想定でございます。</p> <p>資料の説明は以上でございますが、本日は簡単に改定内容について御説明をし、パブリックコメントを実施するという報告をさせていただきました。</p> <p>今回の改定でお示いたしました資料ですが、非常に資料数も多く、また、文書量も多くなっております。後日、資料を御覧をいただき、もし御意見などございましたら、パブリックコメントの締切期日の1月15日までに御連絡をいただければというふうに考えてございます。私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
福田教育長	<p>詳細な御説明ありがとうございました。</p> <p>では、御質疑また御意見はございますか。よろしいですか。本間委員、どうぞ。</p>
本間委員	<p>膨大な資料の準備、ありがとうございました。また、子どもたちから事前に、先生方も含めて御意見を踏まえた上でのまとめということで、それに対しても感謝申し上げたいと思います。</p> <p>教えていただきたいことと、あと、本当に細かなことで、学校にいた者としてちょっとお伝えしたいことがあって、発言させていただきます。</p> <p>まず1点目、きちっと法的な根拠か何かがあるとは思うんですけども、標準学校規模の見直し、約テニスコート1面弱ぐらい狭くなるというこの辺りの理由について教えていただきたいことと、あわせて、校庭の確保ということは大事なことだと思うんですが、小学校が3階以下、中学校にあっては4階以下の建物とするということについての理由について、まずそのことを先に教えていただきたいと思います。</p>
学校改築施設管理課長	<p>学校改築施設管理課長、説明します。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>まず、学校の標準規模についての見直し、600平米程度縮小といったところの考え方でございますが、こちらの別添1にもございまして、今の工事費、資材や労務単価の高騰など、改築に要する費用というのはかなり増大をしている傾向にあるといったところでございます。</p> <p>今後についても、かなり高止まりをするか、まだまだ高騰するといったところを予想しているところでございますが、まだ学校の改築については、10校以上改築は残っている状況でございます。</p> <p>また、100年ものの施設を造るといったところになります。子どもの数自体、人口自体が減少していくといったところもありますので、子どもの数が少なくなってくる、そういったところも見込んで、学校規模について今回見直しをさせていただいたところでございます。</p> <p>また、3階・4階というのが、概要版の4ページの上のところをお示し、こちらのほうを御質問いただいたところになります。こちらについては、国の整備指針がございまして、こちらのところは準拠してこういった規定をさせていただいているところですが、ただ、最近の学校の事情を考えますと、なかなか3階建てでは収まらないといった</p>

<p>福田教育長</p>	<p>ところで、実情としては4階建てになっているというところがございます。 以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。 では、続けてお願いします。高橋委員、どうぞ。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>だれでもトイレについて教えていただきたいんですけども、北区内の小・中学校全ての学校に、だれでもトイレがあるのかどうかということを知りたいというのが1つです。 そして、だれでもトイレのところの表示ですね、失礼しました、バリアフリートイレのところが「だれでもトイレ」という表記がされているのかどうかというのをちょっと知りたいなと思ひまして、だれでもトイレと表記してしまうと、誰でも使ってもいいトイレと勘違いする人がとても多くて、誰でも使えるように造られたトイレというのが正しい意味です。 なので、誰でも使えるトイレって思ってしまった人は、普通の人も誰でも入ってしまいます。やはり困っちゃうということで、以前、バリアフリー検討委員というものを北区で、おこないました。 そのときに、一緒に検討委員やってた車いすの方がいらっしゃって、やっぱりそのことをおっしゃっていて、なるほどなと思ったものですから、各校のバリアフリートイレのところの表示がどうなっているのかなというのを知りたいなと思ひました。 また、各学校に和式のトイレが全て設置されているかということもお聞きしたいです。 和式トイレを利用したことがないというお子様がとても多くて、災害時や、いろんな地方行ったときに、和式のトイレに入れなくて困ったという話を聞きまして、学校にわざと和式のトイレは1つ残してあるという話を聞いたことがあります。なので、北区の場合は和式トイレがあるのかどうかというの併せて教えていただくと助かります。 よろしくをお願いします。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>2点あったかなと思ひます。バリアフリートイレの表示と、和式トイレの設置状況等だと思ひますけども、では、所管課長、よろしいですか。</p>
<p>学校改築施設管理課長</p>	<p>はい。順次お答えをさせていただきたいと思ひます。 まず、小・中学校にバリアフリートイレが何校あるかといったところがございますが、小・中合わせて14校に今、設置をしているといったところになります。 また、だれでもトイレという表記と、バリアフリートイレといったところなんです、こちらについては、直近で、文科省で学校施設バリアフリー化推進指針というものがございまして、こちらについて、誰でもトイレでなくて、バリアフリートイレという、ここ文言整理ということで、ここに統一するといったところを見解示されていますので、今回の方針についてもバリアフリートイレといったところで全て文言を記載をさせていただいているところです。 また、学校のその表示については、全て、この14校のところの表示というのは確認取れてませんが、多目的トイレといった形になっているのかなというふうに思っております。 また、和式のトイレについてですが、基本的には洋式化というのを今進めているといったところでして、小学校については、今現状ですと約90%ぐらいの学校が既に洋式化になっているといったところになります。 中学校で申し上げますと84.4%といったところで、ほとんどのところが改築がされているところになります、一部、そうですね、和式というのは残しているといったところで、中学校については、学校に確認すると、今、高橋教育委員が言われたように、和式トイレの使い方についてといったところで、学校、自宅に和式がないと、外で和式のトイレを使うことがなかなかできないといったところで、使い方が分からないと、そのような話もありまして、新しい学校、例えば王子桜や十条富士見なんかを見</p>

	<p>ますと、まだまだ和式のトイレが残っているという現状でございます。 以上、御質問いただいたところに答弁させていただきました。</p>
高橋委員	<p>ありがとうございます。</p>
福田教育長	<p>高橋委員、よろしいですか。</p>
高橋委員	<p>はい。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。 本間委員、お願いします。</p>
本間委員	<p>3点ほど、感想というよりも、意見です。 別添の5のところの小・中学校整備方針改定案のまず10ページのところの、校長室のところです。 ここに校内の状況が把握しやすい位置というふうにあるんですが、例えば現在、やむを得なかったとは思いますが、西が丘の校長室は、児童の登校の様子については校長先生、御覧になれるようですが、校庭の様子などが見えない位置に今あると思います。 そういった辺りも含めて、今後は、登校の様子だけではなくて、校庭で過ごす児童生徒の様子というのを、とても校長としては気になる場所だと思いますので、常に目にしやすい配置が必要だろうなというふうに思っております。 もう1点、校長室に来客時の対応機能を果たすスペースを確保するというふうにあるんですけども、自分自身が校長で校長室を使っていたときに、来客スペースとの一体化の必要性はあるのかなというふうに常に思っていました。 先ほどの話にも、今後ますますお子さんたちが個別に過ごせる特別室のようなところを多くしていく中で、例えば転入生の説明であるとか、副校長先生も相談を受けたときにちょっとしたお部屋を使いたいとか、そういうときに校長室を使うときに、どうしても校長としては自分が直接関わらなくてもよくても、自分の手を止めなければ、あるいは席を外さなければいけないというような逆のこともありましたので、何か区切るような、仕切りがあってもいいんだとは思っております。 今ほとんどの校長先生方が応接セットを取り払って、教育長室のようなテーブルで気軽に会議が果たせるような形に応接セットも変えているというふうに思うんですが、むしろ小会議室のような形で区切ったほうが、活用度が高まるのではないのかなというふうに思っています。 また、校長室を、これまで紙ベースでの書類の保管が多く、それにも使っていたというふうに思うんですが、今後、ICTの活用の中で紙ベースの需要のほうも減っていくかというふうに思いますので、この点について御一考いただけるとありがたいなというふうに思います。 次に、次のページの11ページのところの教材室の件ですけども、これも、教材室は各階に設けるというふうにありますけども、やはりICTの活用の中で具体物を使うことが少なくなっていくと思います。 ですので、職員室とむしろ隣接したところに教材室を確保して、各階の教材室に充てる場所は、むしろ、先ほど来からの話に出ているような、子どもたちの相談室であったり、ちょっと居場所づくりのほうに転用したほうがいいのではないのかなというふうに考えています。あるいは、クールダウンなどができるような部屋として使うほうが有効であるというふうに考えました。 最後、3点目です。12ページにプールのことがありますけども、今現在、これからはますます夏の暑さが厳しくなることが予想される中で、実質的には、夏休み中は登下校のことを考えますと、今後、夏休み中の水泳指導はますます厳しさを増すであろうというふうに考えられます。</p>

	<p>けれども、水泳指導はいろいろな意味で大事なことだというふうに思いますので、今後、新しい校舎を建てていく上では、原則屋内でのプール、暑さを校内においては考えずに使えるようなプールを造るのであれば、そういう方向で考えていくことが大事だというふうに思いました。以上3点、意見として述べさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>校長室の配置と、校長室の小会議的な活用、それから、教材室のマルチパーパス的な仕様、また、プールについて御意見を頂きました。何かコメントございますか。</p>
<p>学校改築施設管理課長</p>	<p>学校改築施設管理課長</p>
<p>福田教育長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>学校改築施設管理課長</p>	<p>まず、10ページの(3)の校長室のところからでございます。</p> <p>西が丘小学校についての配置についても御指摘を頂いたところになります。学校改築の設計業務に当たっては、各校とのヒアリングを経て、配置についても検討をしているといったところになりますので、こちらの書き方については変更はないにしても、各校ごとの改築における大切にされる部分とか、配置についてもしっかりヒアリングをしながら、ここはしっかり検討しなければいけないのかなというふうに感じているところになります。</p> <p>また、来客スペースについても必要性について御指摘をいただいたところでございます。また、こういったスペースも小会議室に区切って使えるようなといったところの御意見も頂きましたので、こちらについて、どこまでこの方針に書き込めるか、その辺りについても検討させていただければというふうに思っております。</p> <p>また、11ページにございます教材室の話でございますけど、こちら11ページの(10)でございます。職員室の近くに配置をするというお話であったりとか、今後、ICT環境ということで、さらに紙を使わなくなるというような学校というものになるかと思っておりますので、そういった部分について、この教材室のコマ数を、先ほどお話をした子どもたちの居場所づくりであったりとか、クールダウンのスペースであったりとかというふうに、少しこの面積自体の案分を少し入れ替えることができるのかどうかとか、その辺り検討させていただきたいと思っております。</p> <p>ただ、子どもの居場所についてですけれども、先ほどオープンスペースの話も少しさせていただきましたが、オープンスペースであったりとか、標準の学校の規模においても多目的室4といったところで、標準でありまして、また、多目的室でなく、多目的ホールであったりとか、あと、教育相談室やカウンセリング室といった、そういったものも別途設けておりますので、そういったところも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>また、最後に、プールを屋内にしてはどうだというようなお話を頂いたところでございます。</p> <p>こちらについては、現状の学校のプールについては、屋上に配置するといったところで、こちらは区全体として、やはり総量規制とあって、学校全体の規模自体を少しでも縮めるという観点で、屋上については、屋上に設置することによって屋根がないので、そこは平米数にならないといったところで、全体規模も考えまして、屋上に今、設置をさせていただいているところになります。</p> <p>学校のプールについては、授業時間としては10時間といったところになりますので、この10時間のために屋根を設置をするのか、それとも屋根を設置せず、例えばひさしをしっかりと実施をして日陰をつくるですとか、あとは、学校によっては今6月にプールを実施をしていただいたりとか、時期をずらして実施をしていただいているような学校も出てきているといったところになります。</p>

	<p>この辺り含めまして、また、こちらの書きぶりについては検討させていただければというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>コメントありがとうございます。</p> <p>よろしいですか。本間委員、どうぞ。</p>
本間委員	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>1点だけ、先ほどのことにもつけ加えることにもなるんですけども、校舎を新しくしたり、リノベーションをするときには、当然現在お勤めの先生方や保護者の方の御意見が強く反映されると思いますし、それはとても大事なことだとは思いますが。</p> <p>しかし例えば、先ほどの校舎内の配置のこともそうですが、今後、居ながらのことはなくなって、仮校舎のほうにということであったような場合でも、遊び場ですとか運動する場所の確保のために、代替えを区が示したときにも、例えばそのときの責任者である校長先生がそれを否としたときには、そういう方向ではなくなるというようなことも耳にいたしました。</p> <p>ただ、子どもたちのアンケートのことを見ましても、やはり、校庭での遊びが楽しみであるとか、あるいはプール等が人気あるといったような、運動系のところに子どもたちがすごくその1日の学校時間の中での楽しみを見出している、あるいは実際の健康面を考えても、その場の確保ということは大事ですので。</p> <p>ぜひ、現場の声を大事にしながらも、多面的な物事の見方で、これまで区の全体の施設に関わってきた行政のほうで強く指導をしていただいて、児童生徒が過ごしやすい、工事期間中もより健全に過ごせるというような視点で指導を重ねていただけたらありがたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>学校改築施設管理課長です。今の御指摘の中で、今後、居ながら改築・改修といったところはなくなるといったところで、移転先に行けば、しっかりとしたグラウンドが確保できるといったところ、ここは問題ないかなということでは思っているところでございます。</p> <p>本間委員のおっしゃられたのは、恐らく居ながらの今のリノベーションの環境であったり、あとは増築等になったとき、校庭が一部制限がかかったときに、区としてこういう代替施設を用意したものの、なかなか学校がそこに対する利用はしないといったようなお話というのが、そういったところは、今、私は学校改築、3年目ですけど、そういったところ、多々やはりあります。</p> <p>少し距離があるからという理由であったりとか、そこのハードの状況で、今、ゴムチップ舗装を使っているの、土のグラウンドはなかなか今の子どもは使えないですとか、いろいろ学校からもそういったお話があるんですけど、やはり、子どもたちの運動環境といったところは、やっぱり第一優先だというふうに考えてますんで、粘り強くその辺りは校長先生に御理解いただきながら、代替施設の活用についても今後も進めていけたらというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかの委員の方々はよろしいですか。いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、御質疑・御意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>続いて、急遽ではございますが、第64号議案、「教育に関する事務についての議案</p>

	<p>作成に係る意見聴取に対する回答について（令和7年第4回東京都北区議会定例会）（条例等関係）」及び第65議案、「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について」同じく（令和7年第4回東京都北区議会定例会）（予算関係）」を議事日程に追加したいと思いますが、まずは御異議ありませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>（異議なし）</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。御異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。それでは、追加日程第1、第64号議案を議題に供します。教育指導課長からの説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>はい、お願いします。</p>
教育指導課長	<p>私から初めに、第64号議案の説明をさせていただきます。 3ページの説明欄を御覧ください。 令和7年第4回北区議会定例会に提出される条例改正案につきまして、区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見聴取がございましたので、これに教育委員会として異議がない旨を回答するため、本案を提出するものでございます。 今回改正が予定される条例でございますが、4ページ、記書きのとおり、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。 では、14ページをおめくりいただきまして、条例改正案の説明欄がございます。御覧ください。 本案は、幼稚園教育職員の勤勉手当等の支給月数の引上げ及び給料表の改定等を行うため、条例の改正を行うものでございます。 令和7年の職員給与の改定については、令和7年10月14日の特別区人事委員会勧告を受けまして、23区統一で労使交渉が行われ、給与改定を令和7年4月1日に遡って実施することで、令和7年11月20日に妥結いたしました。今回の改正は、これを踏まえた幼稚園教育職員の給与改定を行うとともに、教育公務員特例法の一部改正を受けた条例の規定整備をするものでございます。 主な給与改定項目と改定内容について御説明します。 今回の改定のポイント、2点でございます。 1つ目でございます。1つ目は官民較差1万4,860円、3.8%を解消するため、給与表を改定することでございます。これが1つ目です。 2つ目、特別給の年間支給月数を0.05月引上げをします。引上げ分は期末手当及び勤勉手当等に均等に配分すること、これが2つ目でございます。 続きまして、法改正に伴う条例の規定整備について御説明します。 教育公務員特例法が改正され、義務教育等教員特別手当について、校長及び教員が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性、その他の事情を考慮して条例で定めることとなりました。これらを踏まえまして、各改正規定について御説明します。 議案15ページ、新旧対照表となります。15ページの第27条でございます。今回の給与改定を踏まえた期末手当の改正でございます。今年の12月の支給について0.025月分増額するものとしております。 第30条です。同じく給与改定を踏まえた勤勉手当の改正です。今年の12月の支給につきまして0.025月分増額するものとしております。</p>

	<p>それでは、議案の16ページでございます。16ページ、31条、こちらは法改正に伴う規定整備でございます。義務教育等教員特別手当は、校務の類型を考慮すること、また、校務の類型は教育委員会規則に委任することとしております。</p> <p>それでは、17ページ以降でございます。17ページ以降、別表1となります。今回の給与改定を踏まえた給与表の改定でございます。</p> <p>続きまして、令和8年4月1日に施行する改正規定です。</p> <p>議案の27ページをお願いいたします。27ページ、第27条、期末手当の支給月数の配分変更をしております。年間支給月数の0.05月増分を6月期と12月期に0.025月分に按分しております。</p> <p>第30条です。同じく勤勉手当等の支給月数の配分変更をしております。</p> <p>それでは、12ページにお戻りいただきまして、付則でございます。付則第1項、施行期日についてです。給与改定につきましては、公布の日から施行することとしております。ただし、義務教育等教員特別手当に関する改正規定は、令和8年1月1日施行、さらに期末手当・勤勉手当の来年度支給分につきましては、令和8年4月1日施行としております。</p> <p>付則第2項・第3項につきましては、12月期の期末勤勉手当の支給に関する適用規定でございます。付則第4項・第5項につきましては、異動者等に関する調整規定、付則第6項につきましては、期支給分の給与に関する調整規定、付則第7項は、詳細について特別区人事委員会に委任する規定でございます。</p> <p>以上、長々となりましたが、条例改正の趣旨でございます。</p> <p>この条例改正につきまして、区長からの意見聴取がございました。どうぞ御審議賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>御丁寧な説明ありがとうございました。</p> <p>では、本件についての御質疑、御意見はございますか。特によろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>御異議ないと認め、第64号議案については、原案どおり承認することと決定いたします。</p> <p>次に、追加日程第2、第65号議案です。</p> <p>教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>教育長、教育政策課長です。</p>
福田教育長	<p>はい、お願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、第65号議案でございます。</p> <p>恐れ入ります、3ページまでお進みをいただきます。</p> <p>本議案は、中央の列お示しのとおり、令和7年度東京都北区一般会計補正予算（第6号）について、説明欄のとおり、教育に関する事務についての議案作成に当たって、区長から意見を求められているため、本案を提出するものでございます。</p> <p>5ページから議案となっております。</p> <p>続いて6ページです。6ページに、第1表歳入歳出予算補正でございます。</p> <p>初めに、上段の表、歳入につきましては、補正額の計上はございません。</p> <p>その下、中段の表が歳出でございます。縦の列、右端から2列目、補正額の欄、一番下の歳出合計で1,412万5,000円の増額です。</p>

	<p>下段の表、第2表、こちらが債務負担行為補正です。予算は単一年度で完結するのが原則でございますが、1つの事務や事業が単年度で終了せずに、後の年度においても負担支出をしなければならない場合におきましては、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておきます。これを債務負担行為といいます。</p> <p>赤羽台西小学校改築工事に係る予算につきまして、期間及び限度額を変更するものでございます。</p> <p>次に、内訳は7ページにお示しをしております。</p> <p>まず、上の表、7ページです。歳出から説明をいたします。</p> <p>お示しのとおり、項目欄、左端でございますけれども、括弧書きで書かれている事業、7つございます。いずれも同一の理由により増額の補正をお願いをするものでございます。</p> <p>先般公表されました特別区人事委員会勧告によりまして、人件費の大幅な伸びが見込まれるということに伴いまして、今年度の会計年度任用職員の報酬等の不足が見込まれることから、必要な額を計上するものでございます。</p> <p>各課それぞれの予算で賄い切れていない課の分は対応できるんですけども、賄い切れない課の分、会計年度任用職員の予算の分、73名分ございます。これにつきまして計上するものでございます。</p> <p>下段が債務負担行為補正の内訳です。お示しのとおり、増減説明欄でございますけれども、再度の入札の不調によりまして、赤羽台西小学校新築工事の電気・機械工事の契約期間を、これにつきまして令和8年度に後ろ倒しするなどの理由によりまして、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。</p> <p>以上、大変雑駁でございますが、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、本件についての御質疑または御意見はございますか。特によろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>特に意見等ないようですので、本件については、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして令和7年第9回教育委員会臨時会を閉会いたします。</p>